

水引地区コミ協便り

みずひき



第6号

令和7年10月21日発行

水引地区コミュニティ協議会

☎&FAX0996-26-3849

防犯・防災・交通部会恒例の

秋のロードミラー清掃!

9月21日から30日までの鹿児島県による秋の交通安全運動に先立ち、防犯・防災・交通部会では、9月20日に、ロードミラー清掃を行いました。

今回は、水引小学校から水引こども園までの6箇所9個がピカピカになりました。



港地区にて茶話会&

健康体操会がスタート

港地区では、地区住民の方への新企画を考案しました。第一回目の10月8日は、岩下牛乳店さんを講師に迎え、星原公民館で骨密度測定と健康教室を開催しました。

この会の趣旨は左記の3項目を目標に、港地区の活性化を促すものです。

- ① 茶話会をきっかけに友達と再会
- ② 歌いながら運動を行い認知症予防
- ③ 交流のきっかけができ、孤立防止

◆ 今回のテーマは骨密度とカルシウム



【まずは骨密度チェックをして今の自分を知ろう】



後出し体じゃんけん
で岩下牛乳店さんと勝負



秋の交通安全運動期間 スッキリとなりました！

小中学生の通学路である3号線の井手平橋周辺の歩道は、伸びきった雑草が児童らの行く手を

阻んでいました。青パト隊員で自治連合部会長でもある小松高行さんの働きかけが、国交省阿久根維持出張所の重い腰を動かしてもらえました。足元すっきりで今日もご安全に。



火事だ！火事だ！！

10月10日に西部消防署の職員の指導の元、水引コミュニティセンターで防災訓練が行われました。今回も自主学級から尺八教室と太極拳の皆様に参加いただき、本格的な避難訓練ができました。

統制を執ったのは防火管理者の古椿草道公民館長と防犯防災交通部会の大迫部会長でした。

日頃から火事に対する心構えが必要です。尚、被服に点いた火を消すには、その場で寝転がる方が良いでしょう。

後期に向けて 運営委員会を開催

10月9日に、水引コミュニティ協議会の運営委員会が当館1階会議室で開催され、本年度前期の報告と、後期の予定確認が行われました。

運営委員会は各部会長、六公民館長、評議員で構成されています。



水引地区からのお知らせの下に水引地区コミュニティ協議会使用があります。

当紙面をカラー又は拡大してご覧になれます。左記のQRコードをスマホで読み取ると簡単です。

コミセン窓から



文化の日と日本国憲法の関係

文化の日とは、日本国憲法が公布された1946年11月3日の精神に基づき、この日は「自由と平和を愛し、文化をすすめる日」として1948年に制定された国民の祝日です。

日本国憲法は1947年5月3日から施行された。その日が「憲法記念日」として祝日となりました。そこで公布の日は、文化を重んじる日として文化の日と命名し、従来の明治天皇の誕生日の「明治節」を継続する形で祝日となりました。

日本国憲法の三大原則は「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」です。主権在民は国民が国の政治を決める権利を持つこと、基本的人権の尊重はすべての人間の基本的な権利を守ること、平和主義は戦争をしないことを定めた原則です。また憲法は「民法」「刑法」「商法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」を加えて「六法（ろっぽう）」と呼ばれる、6つの主要な法律のひとつですが、すべての法律はこの憲法に従わなければならない国の最高法規でもあります。

「主権在民（しゅけんざいみん）」とは、国の政治の最高意志決定権が国民にあることを意味します。これは「国民主権」とも同義で、国民が主権者であるという政治思想です。国民不在の政治をさせないことが、国民の大切な権利であり義務でもあると筆者は思います

（大迫）